証券コード　9337
2023年３月13日

株　主　各　位

東京都渋谷区円山町２８番１号
株式会社トリドリ
代表取締役社長　中　山　貴　之

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://toridori.co.jp/ir/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トリドリ」又は「コード」に当社証券コード「9337」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年３月28日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年の株主総会につきましても、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年３月29日（水曜日）午前11時

２．場　　所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ　４階　渋谷ソラスタコンファレンス４Ｄ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第７期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第７期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

第３号議案　取締役６名選任の件

４．　招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴　書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

⑵　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

⑶　議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②個別計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2023年３月29日（水曜日）
午前11時（受付開始：午前10時）

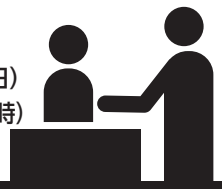

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限　**2023年３月28日（火曜日）午後７時到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法

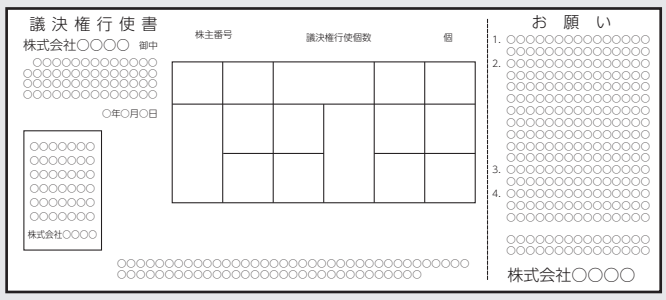

※議決権行使書用紙はイメージです。

第１号議案・第２号議案について

賛 成 の 場 合 → **賛** に○印
反 対 の 場 合 → **否** に○印

第３号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を背景に、消費や広告出稿が落ち込みました。各国の経済対策や感染対策により、経済回復の兆しはあるものの、景気の先行きが不透明な状況が続きました。

このような環境の中、当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションのもと、YouTuberやInstagramerなどSNS上で影響力を持つ発信者（以下インフルエンサー）の様々な支援に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、プラットフォーム上で広告主企業がインフルエンサー（主にマイクロインフルエンサーを対象）に直接PR投稿を依頼できるマーケティングプラットフォーム「toridori base」に注力し積極的に投資をした結果、顧客数の拡大に成功いたしました。

また、主にメガインフルエンサーを対象とする、成果報酬型広告サービスである「toridori ad」、タイアップ広告サービスである「toridori promotion」、YouTubeコンサルティングサービスである「toridori studio」、ブランド運営支援サービスである「toridori made」の４つのサービスにつきましては、引き続き堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,054百万円（前連結会計年度比94.2％増）、営業損失は370百万円、経常損失は393百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は565百万円となりました。

また、当社グループはインフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は11百万円で、その主なものはPCの購入であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年２月10日にＢ種類優先株式を発行し、第三者割当増資により総額1,203百万円の資金調達を行いました。

また、2022年12月19日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額390百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 4 期 (2019年12月期)	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (2021年12月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売　上　高(百万円)	－	－	1,057	2,054
売上総利益(百万円)			978	1,883
経常損失（△）(百万円)	－	－	△404	△393
親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)（　△　）	－	－	△436	△565
１株当たり当期純損失（　△　）(円)	－	－	△185.97	△203.41
総　資　産(百万円)	－	－	1,192	2,238
純　資　産(百万円)	－	－	27	1,056
１株当たり純資産　(円)	－	－	△226.57	340.31

（注）１．第６期より連結計算書類を作成しておりますので、第５期以前の各数値は記載しておりません。

２．2022年10月11日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失(△)を算定しております。

３．１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

４．第７期は、のれんの減損損失を特別損失に計上しております。

５．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 4 期 (2019年12月期)	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (2021年12月期)	第 7 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売　　上　　高(百万円)	377	564	880	1,669
経常損失（△）(百万円)	△39	△179	△291	△249
当期純損失（△）(百万円)	△56	△179	△294	△706
1株当たり当期純損失（　△　）(円)	△29.24	△83.85	△125.67	△254.30
総　　資　　産(百万円)	557	1,114	1,229	2,157
純　　資　　産(百万円)	△6	313	168	1,056
1株当たり純資産　(円)	△4.64	△93.47	△159.16	340.31

（注）1．2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2．1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3．第7期は、関係会社株式評価損及び関係会社貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。
4．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ＧＩＶＩＮ	25百万円	100.0%	インフルエンス・プラットフォーム事業

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、注力サービスである「toridori base」への積極的な投資と、インフルエンサーに対する支援領域の拡大及び支援する対象インフルエンサーの裾野の拡大を経営戦略の柱としております。

① 売上の拡大並びに利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社グループは、各サービスにおいて機能性・利便性の向上及び市場シェアの獲得が重要と考えており、特に主力サービスの「toridori base」において、システム開発人員やサービスの拡販に係る人件費、及び顧客獲得にかかるマーケティング活動の広告宣伝費などを継続的に投下しており、当該事業単体では未だ黒字化に至っておりません。当サービスにおいては継続的な新規顧客の獲得と継続的な既存顧客の利用、さらにはサービスの付加価値向上に伴う顧客単価の向上といった施策が成長戦略上重要であり、これらを実現する為のコストは今後も継続的に必要不可欠なものであると考えております。

当社グループは、費用対効果を見ながら、今後も継続的に必要な投資を実施する方針であり、引き続き一定期間において赤字を計上することを想定しております。中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に当たっては、各事業においてこれらの必要コストを上回る売上高の成長が重要であり、今後とも各事業における成長戦略を進めてまいります。

② 人材採用、育成による生産性向上

当社グループのさらなる発展を目指すため、事業成長にあった組織及び人事評価体制の確立、優秀な人材の確保、また、確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。企業理念の社内浸透やリモートワーク環境の整備及びオンライン研修制度の整備を強化し人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性向上に努めてまいります。

③ 広告審査体制の整備

当社グループが受ける広告案件は、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、厳格な広告審査基準を顧問弁護士と連携して制定したうえで、管理部門による審査を実施し、不適切な広告案件を排除するよう努めております。

また、広告マッチングの各サービス「toridori base」、「toridori ad」、「toridori promotion」におけるインフルエンサーの投稿は、顧客企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものでありますが、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に則った厳格な広告審査基準を顧問弁護士と連携して制定し、管理部による審査を実施しており、「toridori ad」に関しては、外部機関による二重の審査も実施しております。さらに、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の会員として定期的な広告審査

に関する情報の共有を受けるとともに、必要に応じて顧問弁護士等へ相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

④　開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、また、ソーシャルメディアマーケティング市場において、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、顧客やインフルエンサーの利便性を、より高めるための既存サービスの機能改善や、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

⑤　当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及び顧客企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化してまいります。

⑥　ブランド開発領域の確立

2021年12月期より本格開始した「toridori made」において、流行に敏感な購入消費者の消費トレンドを的確に理解したうえで、安定して企画、提案していく必要があります。そのために、インフルエンサーと購入消費者とのコミュニケーションを一層深めていくとともに、購入消費者及びインフルエンサー双方のニーズにマッチした商品を開発できるようマーケティング体制の強化に努めてまいります。

⑦　情報管理体制の強化

当社グループはインフルエンサー及び「toridori made」における購入消費者含め個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護管理規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備とともに、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に実施し、情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

⑧　内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑨　法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、様々な面からインフルエンサーを支援するインフルエンス・プラットフォーム事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都渋谷区

② 子会社

株式会社ＧＩＶＩＮ	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
106 (50) 名	15名増 (15名増)

(注) 使用人数は就業人員の合計であり、契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は年間の平均人員数を ( ) 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95 (42) 名	13名増 (14名増)	27.6歳	1.8年

(注) 使用人数は就業人員の合計であり、契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は年間の平均人員数を ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
みずほ銀行	129百万円
商工組合中央金庫	93百万円
きらぼし銀行	60百万円
日本政策金融公庫	44百万円
三井住友銀行	25百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承諾いただき、2022年12月19日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　11,250,000株
② 発行済株式の総数　3,096,400株
③ 株主数　756名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
中山貴之	1,036,080株	33.46%
Global Catalyst Partners Japan 2号投資事業有限責任組合	180,000株	5.81%
国本貴志	174,600株	5.63%
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合	128,560株	4.15%
日本郵政キャピタル株式会社	114,280株	3.69%
株式会社セレス	108,680株	3.50%
三宮翔太	96,000株	3.10%
樹神秀和	87,200株	2.81%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	69,700株	2.25%
イーストベンチャーズ3号投資事業有限責任組合	69,120株	2.23%

（注）自己株式は保有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	104,889株	2,991,511株	－株	3,096,400株
A種優先株式	14,286株	－株	14,286株	－株
B種優先株式	－株	21,495株	21,495株	－株

（注）1．当社は、2022年２月10日に第三者割当増資によりＢ種類優先株を21,495株発行しております。
2．2022年９月９日付で、Ａ種優先株主及びＢ種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのＡ種優先株式及びＢ種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株主及びＢ

種優先株主にＡ種優先株式及びＢ種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、2022年９月９日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で当該Ａ種優先株式及びＢ種優先株式をすべて消却しております。

3. 2022年９月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。

４．当社は、2022年12月19日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、有償一般応募により283,000株発行しております。

(2) 会社新株予約権に関する事項

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度に準じた制度として、第１回新株予約権を発行しております。

当社の創業者である中山貴之は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与することで、当社全体の価値向上に寄与することを目的として、2019年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月24日付で渡邉義隆氏を受託者として、「時価発行新株予約権信託®」（以下「原信託」という。）を設定しました。原信託に基づき、当社は受託者に資金を信託し、当社は2019年12月24日渡邉義隆氏に対して第１回新株予約権を発行しました。

原信託では、インセンティブ付与の対象は当社の役職員に限られておりましたが、今後さらなる発展を目指すうえで，当社の役職員に留まらず，グループ会社や提携先企業等、社外で当社の発展に貢献している者（以下「社外協力者」という。）に対しても，その寄与に応じたインセンティブ付与を行う必要が生じていたため、中山貴之は、2021年11月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として、当社の役職員に加え、社外協力者もインセンティブ付与の対象とする「時価発行新株予約権信託®」（以下「本信託」という。）の設定を行い、第１回新株予約権を本信託に移管しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員及び社外協力者に対して、その貢献に応じて、2022年６月末を始めとする毎年６月末及び12月末（以下「受益者指定日」という。）に第１回新株予約権15,161個を段階的に配分するものであり、従来の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員及び社外協力者に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員及び将来発展に貢献した社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。交付先及び交付数の決定については、公平性及び妥当性確保のため、委託者を除く当社の取締役、監査役及び執行役員で構成される評価委員会にて全会一致により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付数の決定においては、交付ガイドラインに定める職種及び役職に応じたテーブルに従うとともに、特に重要な役割・影響力を認めた場合は、個別に設定を行うものとしております。第１回新株予約権の分配を受けたものは、当該新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託®
委託者	中山貴之

受託者	コタエル信託株式会社
受益者適格要件	受益者指定日に当社により受益者として指定された者が受益者となります。ただし、ロックアップ期間中は当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員並びに顧問・業務委託先等の社外協力者（ただし、委託者及びその親族を除く。以下「当社役職員等」という。）を受益者として指定できません。当社は、委託者による信託の趣旨に従って、第１回新株予約権を、①著しい実績によって高い貢献期待度を示す者に対してその期待度に応じて行う交付、②KPIの達成度により従業員の貢献期待度の評価を行い、その期待度に応じて行う交付により分配する予定です。
信託契約日（信託期間開始日）	2021年11月26日
信託財産たる新株予約権の種類と数	第１回新株予約権　15,161個
信託期間満了日	受益者の確定により信託期間満了日を迎え、本信託は終了します。
信託の目的	本信託は、当社役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第１回新株予約権を交付することを目的としております。

決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者　1
新株予約権の数（個）※	15,161
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　15,161 [303,220] （注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	8,593 [430] （注）3、6
新株予約権の行使期間※	自　2019年12月24日 至　2029年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　8,763[439] 資本組入額　4,381.5[220]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※　当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年２月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。本新株予約権は、新株予約権１個につき170円で有償発行しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、20株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる１株未満の端数はこれを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満

の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たり時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 8,593円[430円]（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 8,593円[430円]（ただし、上記注３おいて定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、8,593円[430円]（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が8,593円[430円]（ただし、上記注３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注２に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注３で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記注２に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対

象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件
上記注４に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会決議での承認））がなされた場合は、当社は、当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記注４に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

５．当社は2022年９月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山貴之	株式会社アイプラス　代表取締役
取締役	樹神秀和	事業推進部長 株式会社GIVIN　代表取締役社長 合同会社マネマジ　代表社員
取締役	三宮翔太	プラットフォーム事業部長 GOSHO合同会社　代表社員
取締役	長坂翔吾	開発部長
取締役	金子健人	経営企画室長 株式会社クロスエアー　代表取締役
取締役	森田一樹	財務経理部長
取締役	高安聡	ノースブルー総合法律事務所　弁護士
取締役	長谷部潤	株式会社Speee　社外取締役 dely株式会社　社外取締役 株式会社RECEPTIONIST　社外取締役 ライフネット生命株式会社　社外取締役 株式会社WARC　社外取締役
常勤監査役	樽見伸二	樽見伸二公認会計士事務所　所長 株式会社ペアキャピタル　社外監査役
監査役	藤岡大祐	株式会社JMDC　社外取締役（監査等委員） ヒューマンライフコード株式会社　監査役 株式会社PKSHA　Technology　社外取締役 (監査等委員) ESネクスト有限責任監査法人　理事パートナー
監査役	青野瑞穂	スプリング法律事務所　弁護士

（注）1. 取締役高安聡氏及び取締役長谷部潤氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役樽見伸二氏、監査役藤岡大祐氏及び監査役青野瑞穂氏は、社外監査役であります。

3．常勤監査役樽見伸二氏及び監査役藤岡大祐氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
常勤監査役樽見伸二氏及び監査役藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しております。
4．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高安聡氏及び取締役長谷部潤氏につきましては定款に定める額、常勤監査役樽見伸二氏、監査役藤岡大祐氏及び監査役青野瑞穂氏につきましては、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、前記損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には、填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	99 (12)	99 (12)	－	－	8 (2)
監査役 （うち社外監査役）	10 (10)	10 (10)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	109 (22)	109 (22)	－	－	11 (5)

（注）１．取締役の金銭報酬の額は、2019年12月27日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の

員数は、７名（うち、社外取締役は１名）です。
2．監査役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第５期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。
3．取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
4．取締役会は、代表取締役社長中山貴之に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。
5. 各取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭による固定報酬のみとし、職務成果や当社グループへの貢献等を総合的に考慮して決定しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高安聡氏は、ノースブルー総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役長谷部潤氏は、株式会社Speee社外取締役、dely株式会社社外取締役、株式会社RECEPTIONIST社外取締役、ライフネット生命株式会社社外取締役及び株式会社WARC社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・常勤監査役樽見伸二氏は、樽見伸二公認会計士事務所所長及び株式会社ペアキャピタル社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役藤岡大祐氏は、藤岡大祐公認会計士事務所所長、ログリー株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社JMDC社外取締役、ヒューマンライフコード株式会社監査役、株式会社PKSHA　Technology社外取締役（監査等委員）及びESネクスト有限責任監査法人理事パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役青野瑞穂氏は、スプリング法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　高　　安　　聡	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、積極的に意見を述べており、特に社内のコンプライアンス体制等について専門的な立場から有用な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役　長　谷　部　潤	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。 主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にIPOやコーポレートガバナンスについて専門的な立場から有用な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役　樽　見　伸　二	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤　岡　大　祐	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　青　野　瑞　穂	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所新規上場時に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社並びに関係会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、「コンプライアンス・プログラム規程」を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。

取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。

コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とする「内部通報制度運用規程」を制定し、その規程に基づき運用します。

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき定期的な内部監査の実施を行います。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。

個人情報につきましては「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。なお、不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、社外役員、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

　定時取締役会を原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督します。

　当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。

　取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、これに従って当社は子会社の業務を指導・支援しております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

　子会社を統括主管する担当取締役を定め、子会社の経営状況、財務状況、その他の重要事項を報告させております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

　子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社に対して原則として当社から役員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

　子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社に対して原則として当社から役員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。

ホ．その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象としております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重したうえで行うものとします。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑧　取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役又は監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとします。

監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。

⑨　上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　取締役及び使用人は、法令及び定款違反並びに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

　監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

　当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当該事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された課題などについて、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社は、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。また、当事業年度においても同様の方針としております。将来的には、内部留保の充実業況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて実施の判断を検討していきたいと考えております。

　内部留保資金が生じた場合につきましては、さらなる事業の拡大に向けた事業投資等の原資として有効に活用していく予定であります。

　なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年一回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、当社は毎年６月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額・比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,136**	**流動負債**	**954**
現金及び預金	1,231	買掛金	513
売掛金	823	1年内返済予定の長期借入金	145
棚卸資産	9	未払金	208
その他	81	その他	87
貸倒引当金	△10	**固定負債**	**227**
固定資産	**102**	長期借入金	207
有形固定資産	**36**	資産除去債務	20
建物	47	**負債合計**	**1,182**
工具、器具及び備品	28	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△40	**株主資本**	**1,053**
投資その他の資産	**66**	**資本金**	**897**
差入保証金	65	**資本剰余金**	**1,356**
その他	0	**利益剰余金**	**△1,200**
		新株予約権	**2**
		純資産合計	**1,056**
資産合計	**2,238**	**負債純資産合計**	**2,238**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**2,054**
売上原価		**171**
売上総利益		**1,883**
販売費及び一般管理費		**2,254**
営業損失（△）		**△370**
営業外収益		
受取利息	0	
受取手数料	2	
受取補償金	5	
その他	3	11
営業外費用		
支払利息	5	
株式交付費	3	
上場関連費用	25	
その他	0	33
経常損失（△）		**△393**
特別損失		
減損損失	178	178
税金等調整前当期純損失（△）		**△571**
法人税、住民税及び事業税	2	
法人税等還付税額	△3	
法人税等調整額	△5	△6
当期純損失（△）		**△565**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△565**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,055**	**流動負債**	**886**
現金及び預金	1,164	買掛金	485
売掛金	800	1年内返済予定の長期借入金	136
前払費用	9	未払金	196
関係会社未収入金	27	未払費用	20
その他	68	未払法人税等	17
貸倒引当金	△14	契約負債	8
		預り金	20
		その他	2
		固定負債	**214**
		長期借入金	194
固定資産	**102**	資産除去債務	20
有形固定資産	**36**	**負債合計**	**1,101**
建物	47	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	28	**株主資本**	**1,053**
減価償却累計額	△40	**資本金**	**897**
		資本剰余金	**1,356**
投資その他の資産	**66**	資本準備金	1,196
関係会社長期貸付金	303	その他資本剰余金	159
長期前払費用	0	**利益剰余金**	**△1,200**
差入保証金	65	その他利益剰余金	△1,200
貸倒引当金	△303	繰越利益剰余金	△1,200
		新株予約権	**2**
		純資産合計	**1,056**
資産合計	**2,157**	**負債純資産合計**	**2,157**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**1,669**
売上原価		**6**
売上総利益		**1,662**
販売費及び一般管理費		**1,916**
営業損失（△）		**△254**
営業外収益		
受取利息	5	
関係会社業務受託収入	21	
受取補償金	5	
その他	5	38
営業外費用		
支払利息	4	
株式交付費	3	
上場関連費用	25	
その他	0	33
経常損失（△）		**△249**
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	307	
関係会社株式評価損	156	463
税引前当期純損失（△）		**△713**
法人税、住民税及び事業税	2	
法人税等還付税額	△3	
法人税等調整額	△5	△6
当期純損失（△）		**△706**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年３月１日

株　式　会　社　ト　リ　ド　リ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　原　　選
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太　田　　稔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トリドリの2022年１月１日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年３月１日

株　式　会　社　ト　リ　ド　リ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　原　　選
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太　田　　稔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トリドリの2022年１月１日から2022年12月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対

照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年３月１日

株式会社トリドリ　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　樽　見　伸　二　㊞
社外監査役　藤　岡　大　祐　㊞
社外監査役　青　野　瑞　穂　㊞

以　上

株主総会参考資料

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第２項を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
（新　　設）	2　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、2022年12月19日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。それに伴い、早期に利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元を含む資本政策等の柔軟性・機動性の向上を目的として、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、１株当たり純資産額に影響はありません。

１．減資の要領
（１）減少する資本金の額
資本金の額897,130,000円を847,130,000円減少して、50,000,000円とする。

（２）減少する資本準備金の額
資本準備金の額1,196,917,424円を1,146,917,424円減少して、50,000,000円とする。

（３）減資の方法
払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

２．資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
2023年５月２日（予定）

３．剰余金の処分の内容
会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金1,994,047,424円のうち1,200,256,753円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。
（１）減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金1,200,256,753円
（２）増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金1,200,256,753円

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう２名減員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中山貴之（なかやまたかゆき） （1990年１月3日）	2011年８月　株式会社アイプラス設立　代表取締役社長就任（現任） 2016年６月　当社設立　代表取締役社長就任（現任） 2016年10月　株式会社OTOZURE（現当社）設立　代表取締役社長就任	1,036,080株
	【選任理由】 中山貴之氏は、当社創業以来、代表取締役として当社の成長をけん引してきました。また、長年にわたる企業経営によって培った豊富な見識を有し、インフルエンサー事業をはじめ、ソーシャルメディアマーケティング業界全般に深く精通しているところから、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	金子健人（かねこけんと） （1991年７月４日）	2014年４月　株式会社Donuts入社 2018年10月　株式会社クロスエアー設立　代表取締役就任（現任） 2019年７月　当社入社 経営企画室室長就任（現任） 2019年12月　当社取締役就任（現任）	54,380株
	【選任理由】 金子健人氏は、インフルエンサー業界の動向に深く精通しており、当社事業の採用市場に関する豊富な経験と幅広い見識を有しているため、当社の企業価値向上のために適切な役割を果たしていることから、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	森田一樹（もりた かずき） (1983年1月4日)	2005年3月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人）入所 2013年6月　MARKSTYLER株式会社入社 経営企画部マネージャー就任 2015年11月　株式会社マクロミル入社 2020年10月　当社入社　財務経理部長就任（現任） 2022年3月　当社取締役就任（現任）	1,940株
	【選任理由】 森田一樹氏は、事業会社における経営企画やファイナンスについての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、適切な役割を果たしていることから、引き続き選任をお願いするものであります。		
4	※ 井上智裕（いのうえ ともひろ） (1988年1月16日)	2010年4月　ファンコミュニケーションズ株式会社入社 2016年11月　当社入社 2021年1月　当社執行役員就任　ソーシャルメディアマーケティング事業部長就任（現任）	10,880株
	【選任理由】 井上智裕氏を取締役候補者とした理由は、ソーシャルメディアマーケティング事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、業界の動向にも深く精通しているため、当社の企業価値向上のために適切な役割を果たしていることから、新たに選任をお願いするものであります。		
5	高安聡（たかやす さとし） (1974年4月7日)	2007年9月　司法試験合格 2008年11月　最高裁判所司法研修所修了 2008年12月　藤本法律会計事務所入所 2015年8月　ノースブルー総合法律事務所参画（パートナー）（現任） 2017年3月　当社社外取締役就任（現任） 2018年2月　株式会社サペレ　監査役就任	19,200株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 高安聡氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有し、法律に対する高い見識からいただく適切な助言を、当社の経営に反映することにより、一層のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できる人材と判断したことから、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	はせべ じゅん 長谷部 潤 (1965年11月９日)	1990年４月　大和証券株式会社入社 2000年７月　株式会社大和総研転籍 2009年８月　大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）金融証券研究所転籍 2010年４月　株式会社コロプラ　取締役就任 2019年１月　株式会社Speee　社外取締役就任（現任） 2020年４月　株式会社東京リレーションズ設立 代表取締役就任（現任） 2020年４月　dely株式会社　社外取締役就任（現任） 2020年11月　当社社外取締役就任（現任） 2021年１月　株式会社RECEPTIONIST 社外取締役就任（現任） 2022年６月　ライフネット生命株式会社 社外取締役就任（現任） 2022年11月　株式会社WARC　社外取締役就任（現任）	7,840株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 長谷部潤氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営全般における豊富な経験と知見を有しており、一層の企業価値向上とコーポレート・ガバナンスの強化が期待できる人材と判断したことから、引き続き選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．高安聡氏及び長谷部潤氏は、社外取締役候補者であります。
４．高安聡氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
５．長谷部潤氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結時点で２年4か月となります。
６．当社は、高安聡氏及び長谷部潤氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款に定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、前記損害が被保険者の故意または重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、高安聡氏及び長谷部潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４階
　　渋谷ソラスタコンファレンス４D
TEL ：03－5784－2604（代表）

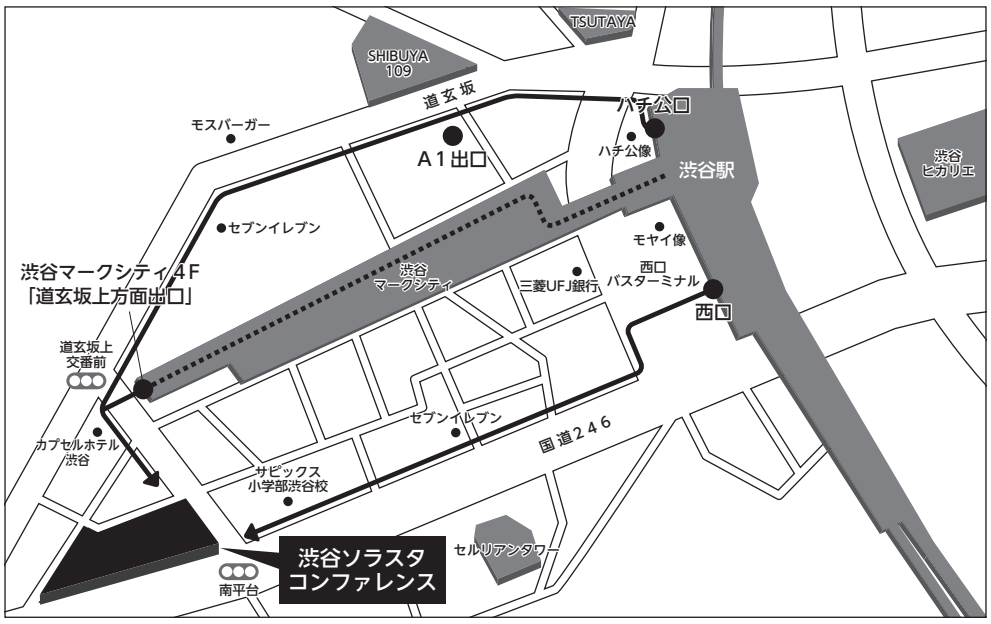

＜交通手段＞

ＪＲ山手線・ＪＲ埼京線・東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線
東急東横線・東急田園都市線・京王井の頭線・各線
　ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分
　ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分
　ＪＲ渋谷駅直結　渋谷マークシティ４F「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※会場には駐車場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。